川越市政だより

No.86 編集と発行 埼玉県川越市役所 （昭和32年6月10日 第三種郵便物認可）
昭和33年5月10日 毎月1回10日発行 1部2円

市民の手帖

◇五月（皐月）

風かおる五月、草木は緑したたり、風に泳ぐ鯉のぼりは子供たちの元気な成長を祝福し、また五月の空の平和なシンボルです。

◇白い羽根

一日から五月中、全国一せいに白い羽根の共同募金が行われています。赤十字は災害救助の仕事を中心に、いろいろな奉仕事業を行っています。川越市の目標額は八三万円、市民生活を明るくする赤十字事業をさかんにするようご協力下さい

◇結婚相談所開設

川越市中央公民館では、明るく住みよい社会を建設する一助にもなればと「結婚相談所」を当館内に四月二十九日から設けました。どうぞお気軽にご相談にお出かけ下さい。

次代を背負う青少年の非行化防止に全力を

青少年保護 育成運動

ことしも五月中、「青少年保護育成運動」が行われます。何の運動でも、特にその期間だけが大切だというのではありません。こうした運動を通じて、いつも社会をよりよくするための努力が続けられなければなりません。

殊に、次代を背負う青少年を非行から防ぐためには、学校、警察や裁判所などにばかり任せることなく、家庭や社会で協同して、明るく、あたたかい生活環境にすることが大切です。その対策としては

警察では

この期間中、特に組織的科学的に補導活動を強化します。

イ問題少年の早期発見、適正な補導
ロ暴力団体の根絶と青少年の非行グループの解体
ハ非行を助長するおそれのある各種営業の取締り
ニ青少年をくい物にするような悪徳者の検挙
ホ青少年をそそのかし非行を犯させるものの検挙
ヘ未成年者飲酒禁止法、喫煙禁止法、覚せい剤取締法違反、わいせつ犯罪等の検挙

家庭では

子供の不良化には次のようなきざしがありますから、その場合には警察の少年係か、担任教師に相談して、悪い芽を早く摘みとるよう手をうつことです。

イ外出が多くなる。友人の家で勉強するとか、使の用事にかこつけて外出したがり、理由をきくと、さからったり、かくれて飛び出したりする。
ロ勉強や仕事を怠けるようになる。
ハ夕食時に空腹を訴えない外で食事や間食をするため、急に食欲が減ったようにみえてくる。
ニ言葉つき、態度が変ってくる。話しぶりが投げやりになり、時々きゝなれない隠語が含まれるようになる。
ホ所持品や服装を目立って気にするようになる。

社会でも

このような補導や取締りを理想的に行っても、家庭で注意をしても、やはり社会のあたたかい協力がなければ青少年を守ることができません「自分の子に限って」と安心している親に注意を与え「他人の子など、どうでもいい」ということなく、婦人会、PTA等の地域社会のグループで補導委員会等をもち家庭や警察に協力され、一人も不幸なこれら非行青少年をなくすようお願いいたします。

公明選挙シリーズ 『清君のメモ』 総選挙の巻

衆議院議員の総選挙が間近かに迫ったある日、清君は準備に忙しい選挙管理委員会の事務局を訪れ、いろいろたずねてみました。

清「投票日はいつですか」
―二十二日木曜日です。
清「投票は、何時からできるのですか」
―午前七時から午後六時です。
清「何か投票にもっていかなければならないものがありますか」
―入場券を忘れずに持って来ていただくことですね
清「…ではいよいよ投票所に入る訳ですね」
―そうです。
①まず入場券を投票所の「受付係」に出して到着番号の記入を受けます。
②次に「各簿対照係」のところで選挙人名簿の対照を受けます。
③それが済んではじめて、「投票用紙交付係」から入場券と引き換えに投票用紙を受けとります。
清「大分厳重なんですね」
―ええ、それは、大切な選挙が公正に行われなければならないためです。
清「さて、いよいよ候補者の名前を書く訳ですね」
―そうです。記載所には、候補者の一覧表が備えてありますから、それをよく読んで、候補者一名の姓と名前をはっきりていねいに書きます。
清「二人書いてはいけないんですね」
―そうです。一人の候補者の姓だけとか、名前だけでなく、姓と名をはっきり書いていただく訳です。
清「よく候補者以外の人の名だとか他のいたずら書をする人があるそうですが」
―候補者の氏名以外のことを書いた場合は、せっかくの投票も無効になるおそれがありますが、そのようなことは慎みたいものですね
清「こんどは、最高裁判所裁判官の国民審査の投票もあるんですね」
―ええ、こんど審査を受ける裁判官は五人です。この五人の裁判官の中、やめてもらいたい人の氏名の上に×をつけてもらう訳です。投票用紙には審査を受ける裁判官の氏名と×印を記入する欄が刷込んであります
清「眼のみえない方や手の不自由な方は、投票に困るでしょうね」
―そのような方のために、点字投票と代理投票（これはその人に替って他の人が投票するという訳ではなく投票所の補助者によって書いてもらうという意味です）の制度があります。
清「この外、投票について注意しなければならないことがありますか」
―そうですね……投票の順序ですが衆議院議員の投票を済せてから、国民審査の投票を行います。
清「衆議院が先で、国民審査が後ですね……。それからそうですか。川越市の有権者はどのくらいですか」
―約六万ですね―
清「投票所の数は」
―川越市全体で三十三カ所です―
清「開票所の数は」
―四カ所です―
清「衆議院議員の定数は何人ですか」
―奄美大島の一人を入れて四六七人です。埼玉県は、一三人、その中、川越市が属する第二区の定員は三人です―。
清「どうもありがとうございました。」
―はい投票日には、お父さんも、お母さんもこぞって投票にでかけるよう、伝えて下さいね」

目で見る川越市

川越市はこの四月で市村合併三周年を迎え、十二月に市制施行三十六周年となります。そこで、これを記念して「躍進川越」を祝福し、「写真コンテスト」を次の要領で開催します。皆様の作品を多数応募されるよう期待します。

主催 川越市・川越商工会議所
後援 川越工場協会・埼玉県写真材料商組合 同県西支部
協賛 埼玉新聞社・小西六写真工業株式会社
題材 名勝、史跡、神社、仏閣、建造物、観光施設、商店街、工場、農村、祭典、行事、催し物、民芸特産品、文化財など。郷土色豊かなもの。
賞 推薦五〇〇〇円 一名 副賞、市長賞、埼玉県写真材料商組合賞
特選二〇〇〇円 二名 副賞、議長賞、会議所会頭賞
準特選一〇〇〇円 三名 副賞、教育長賞、工場協会賞
入選五〇〇円 一〇名 副賞、小西六賞
佳作 賞品 二〇名 副賞、写材県西支部賞、その他埼玉新聞、小西六写真工業から副賞を贈る
作品 六ツ切以上、裏面に題名（説明）撮影年月日、データー、住所氏名明記のこと。
応募点数の制限はありません。作品は一切お返ししません。佳作以上の入賞作者は発表後必ず原板を提出してください。（なるべくさくら製品をご使用ください）
宛先 川越市役所総務課「写真コンテスト係」
審査 主催者と後援者
〆切 十一月二十日
発表 十一月二十七日埼玉新聞及び川越市政だより十二月十日号
展示 十一月二十九日、三十日川越中央公民館
表彰 十二月一日川越市役所会議室
その他 佳作以上入賞作品の版権は川越市に帰属します。応募作品は「市観光の紹介」のほか「市勢要覧」「川越市政だより」等の編集に使用する予定です。

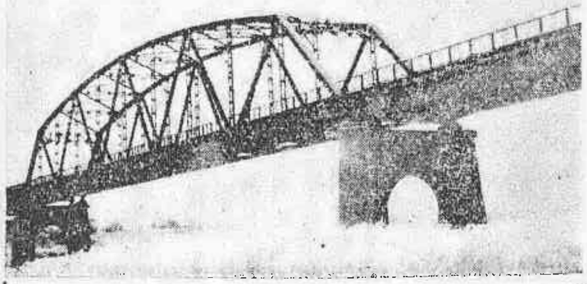

（写真有料の上江橋）

＝写真コンテスト＝

▽正しい選挙で明るい政治 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 5月22日△

☆道徳性（愛鳥週間、10〜16日 小鳥を愛し、増殖をはかろう）

ねこ「大目に見ておこう、バードウィークだからナ、ニャオーン」

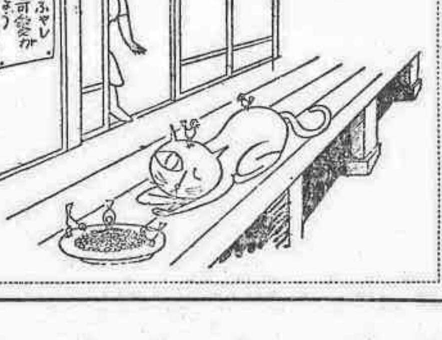

▽みなさんのお耳に

みなさんのお耳に次のような放送番組をお送りします。あなたの話題のたねの一つに加えてください。

▽明日の村造り△
NHK第二放送
毎週金曜日（午前六時三〇分〜六時四五分）

▽「話しあい」のつどい△
①ニッポン放送
毎週土曜日（午前六時一〇分〜六時二〇分）
②日本短波放送
毎週日曜日（午前八時四〇分〜八時五〇分）

立会演説会へぜひ ＝衆議院議員候補者の＝

今回の総選挙について、次のとおり立会演説会を開催しますから多数ご来場ください。

▽五月十五日（木）午後一時
霞ケ関小学校講堂
▽十八日（日）午後七時
川越工業高等学校体育館
▽二十日（火）午後七時
川越高等学校講堂

当日は混雑が予想されますので、早めにお出かけください。万一用意された座席が満員になった場合は、入場を遠慮していただくこともあります。なおどの会場でも結構ですからぜひよくお聞きになって下さい。

（税） 督促状納めを改め徴収令書で納入に

市民税や固定資産税の納付については、いつもご協力をいただいており深く感謝申しあげております。申すまでもなく税金は、それぞれの徴税令書に定められた納期限までに必ず納付していただくことになっており、大多数の方々には、そうしていただいておりますが、いろいろの事情で督促状を受けてから納付される向きもあります。この督促状を受けてからの納税の方法が今年から変りました。

これまでの方法では督促状を受けると、その督促状によって納税し、領収書もその半片を差上げましたが、**今年度からは督促状を受けましたら、その督促状に記してある税目の徴税令書（これは前に税務課からお届けしてあります）をご持参になって納税していただくことに**改められましたので、どうぞ間違いのないようお願いいたします。

今月の固定資産税第一期分から実施いたします。（徴収課）

（自転車荷車税の廃止）

ことしから自転車荷車税がなくなりましたので、自転車、リヤカー、荷車、荷積牛馬車等は税金がかかりません。したがって車を新しく買っても、車を廃車しても市役所へ届出る必要がなくなりました

新しくできた市税

『軽自動車税』とは

今まで自転車荷車税で課税になっていた原動機付自転車と、県税が課されていた軽自動車及び二輪の小型自動車がこの税金の課税の対象になります。

なお種類及び税率は次のとおりです。

一、原動機付自転車五〇cc以下年額 五〇〇円
一、同五〇ccをこえ九〇ccまで年額 八〇〇円
一、同九〇ccをこえ一二五ccまで年額 一、〇〇〇円
一、軽自動車 一、五〇〇円
内農耕作業用のもの年額 一、〇〇〇円
一、二輪の小型自動車年額 一、五〇〇円

人口の動き 4.1.現在

人口	108,294人
男	53,120人
女	55,174人
出生	151人
死亡	76人
世帯数	20,546

固定資産税令書の印刷誤りについて

今回発付いたしました昭和三十三年度固定資産税令書のうち一部印刷を誤ったのでお詫びいたします。

一、徴税令書中税額の単位
誤 百、十、万、円、千、百、十
正 百、十、万、千、百、十、円

二、領収印欄上部
誤 領収
正 領収証

凍雪害の農作物

三千町歩の麦類など　被害救援措置を要望

ことしの麦類の生育状況は十二月から三月にわたり、平年より気温が高く、暖冬の様相を示し、麦類の生育が特に促進されていました。三月一日現在の玉井支場の成績（本年比率）は次のとおりでした。

	草丈	茎数	生体重
大麦　関取埼一号	一三二・一	一一九・五	一八二・二%
小麦　農林六一号	一四〇・一	九七・三	一八三・三

従つて幼穂も以外に生育し平年に比べ三〜五割伸長していた現状でした。そこへ三月二十八日夕方から降雪と共に寒波が襲い、二十九日の積雪は一〇・五糎、気温零下五・五度C、三十、三十一日の気温は零下六度C前後となつたため幼穂の凍死、茎葉細胞の破壊、更に積雪のため倒伏、折損により麦類その他農作物に甚大な被害を生じました。

霜雪害対策の経過

四月一日　被害状況調査　農務課及び農業改良普及所
四月二日　普及所、被害概況を発表
四月三日　農業委員会と今後の対策打合せ
四月五日　建設農林委員会に被害状況報告
四月七日　郡の雪凍害対策協議会、陳情書の提出と技術対策
支所に対し、技術対策の啓蒙
四月八日　県、税務署に対し陳情書を提出
四月九日　県農林委員被害状況調査に来川
四月十日　霞ケ関地区から被害対策について陳情
四月十一日　市の対策委員会を結成、被害状況調査
四月十二日　農林省振興局大戸参事官調査のため来川、農委振興部会で対策研究
四月十四日　郡対策協議会代表被害市町村を訪問
四月十五日　北西の風強く再び気温低下
四月十七日　普及所と協力幼穂枯死状況調査
四月十八日　郡対策委員会
四月十九日　県霜雪害対策委員会
四月二十一日　県下農業委員大会
四月三十日　第三回川越市臨時市議会において国県等に対する「麦類等凍雪害に対する救援措置」の要望を議決

春の交通安全運動

交通事故防止モデル地区

川越警察署　川越交通安全協会

駐車禁止区域も指定に

春の交通安全運動が十一日から二十日まで実施されます。これに先がけて川越市内に、県公安委員会から二つの交通関係指定をうけましたので、車輌運行関係者と一般歩行者の方も充分に注意して、交通事故防止にご協力ください。

交通事故防止モデル地区
川越市役所前から鳥頭坂の矢沢石油店前までの間、二五〇〇米が当分の間、「交通事故防止モデル地区」に指定されました。

駐車禁止区域
志義町の十字路から新田町本川越駅前ロータリーまでの間、七〇二米が「駐車禁止区域」に指定され、四月一日から一カ月指導期間とし五月一日以降取締りを実施しております。規則に違反しないように、くれぐれもご注意ください。

「正しい歩き方」で
交通事故の大部分は、自動車運転者の過失や規則違反が原因となつていますが、歩行者が相手となつて起きた事故の三分の一まで、歩行者の不注意や規則の無視によります。

1 道路横断は右、左をよく見、横断歩道は正しくわたりましよう。
2 対面交通を励行しましよう。
3 駐車中の車と車の間から飛び出しはやめましよう
4 信号に従いましよう。信号のないところも必ず一旦停止しましよう。
5 酒を飲んで道路を歩くのは危険です。
6 老人や子供づれのときは手をひいて歩きましよう

メートル法に慣れましよう
先ず売る側の人から

昭和34年1月1日から、尺貫法ヤードポンド法等は禁止されメートル法に統一されますので計量器を使用して販売される業者の皆さんに建値換算法をご紹介いたします。

この表にありますとおり、今迄百匁35円で売つていたものを300g客から求められた場合は、その値は28円、400gの場合は37円という計算になります。いずれも銭単位は四捨五入となつております。どうぞ1日も早くメートル法に慣れますようお願いいたします。

建値換算表　（100匁→グラム）

グラム（g）建にした値段（銭単位は四捨五入）

百匁建の値段	g 100	g 200	g 300	g 400	g 500	g 600	g 700	g 800	g 900
円 5	円 1	円 3	円 4	円 5	円 7	円 8	円 9	円 11	円 12
10	3	5	8	11	13	16	19	21	24
15	4	8	12	16	20	24	28	32	36
20	5	11	16	21	27	32	37	43	48
25	7	13	20	27	33	40	47	53	60
30	8	16	24	32	40	48	56	64	72
35	9	19	28	37	47	56	65	75	84
40	11	21	32	43	53	64	74	85	96
45	12	24	36	48	60	72	84	96	108
50	13	27	40	53	67	80	93	107	120
55	15	29	44	59	73	88	103	117	132
60	16	32	48	64	80	96	112	128	144
65	17	35	52	69	87	104	121	139	156
70	19	37	56	75	93	112	131	149	168
75	20	40	60	80	100	120	140	160	180
80	21	43	64	85	107	128	149	171	192
85	23	45	68	91	113	136	159	181	204
90	24	48	72	96	120	144	168	192	216
95	25	51	76	101	127	152	177	203	228
100	27	53	80	107	133	160	187	213	240

家庭

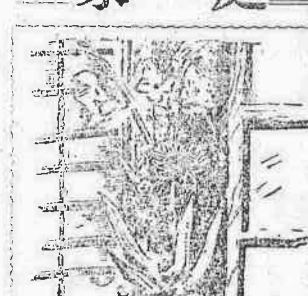

一中三年　今井　武

婦人の地位向上図る
川越市婦人学級を開設

川越市教育委員会では連合婦人会の後援を得て、次のとおり五教室を開設いたします。この学級も回を重ねるごとに成果があがり、全国にまでその活動が紹介されたことは、学級生一人一人の協力と、責任をもつて運営されて来た結果であると存じます。

こんごもこの学級を通じ多忙の中にも家庭婦人の生活を合理化し、明るく豊かにするために、ことしも進んで、この学級に参加して下さい。

会場と期間
中央教室（中央公民館）5月21日〜9月3日（毎週水曜日）
東教室（喜多院）5月21日〜9月3日（毎週水曜日）
西教室（熊野神社）5月20日〜9月16日（毎週火曜日）
南教室（喜志町・菅原町・脇田町・新田町公民館）5月24日〜9月20日（毎週土曜日）
北教室（第二小学校）5月21日〜9月24日（毎週水曜日）

参加資格
市内在住または在勤婦人
受講料　雑費五十円、その他教材の場合は実費徴収
入級許可　申込順による。但し定員まで締切る。
修了証　2/3以上の出席者には修了証を交付します。

申込場所と締切期日
中央教室　中央公民館（5月15日）
東教室　石川梅宅（小仙波町四ー一九）5月15日
西教室　室島福寿宅（連雀町三八五）5月15日
南教室　池上武子宅（通町一二五六）5月20日
北教室　芳野しげ宅（南町八二七）5月15日

科目
家庭・社会・政治・娯楽

新しく定められた
川越市国保の給付規則

このたび川越市国民健康保険給付条例が廃止されて新しく給付規則が定められこの四月一日から川越市国保で診療を受けられる範囲が、今までよりひろくなりました。

被保険者の皆様

この規則をよくご覧願い診療を受けるときは、まずどうすればよいか、或はどの点が、川越市国保の給付外であるか、などよく理解され皆様の国保を有効に利用せられるようお願いいたします。

なおご不審の点は国保課へご遠慮なくお問合せ下さい。

川越市国民健康保険給付規則

第一条　被保険者が療養の給付を受けようとするときは、市の診療所又は療養担当者に受診証を提示しなければならない。

第二条　やむを得ない理由により、受診証を提示し難いときは、住所、氏名及び年令を申し出て受診証に代えることができる但し事由が止んだ後は速に受診証を提示しなければならない。

第三条　被保険者で前二条によらない診療の申出に対しては、保険の給付は行わない。

第四条　被保険者が療養担当者である薬剤師について薬剤の支給を受けようとするときは、療養担当者である医師から処方箋を受けて受診証に添えなければならない。

第五条　被保険者が入院しようとするときは、市長に申請しなければならない。但し急を要する場合は、入院後速にその事由を具し申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず二日以内のものはこの限りでない。

第六条　被保険者が療養担当者以外の医師、歯科医師、薬剤師、整復師について診療、調剤、施術を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

第七条　前条の療養費の支給を受けようとするときは、療養に要した費用の証ひよう書を添えなければならない。

第八条　助産費及び葬祭費の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

第九条　左に掲げるものは保険の給付外とする。
一、歯科補綴、同修理
二、義手、義足、コルセット、眼鏡、体温計、吸入器、氷のうの類
三、完全看護及び寝具設備による加点
四、医師、歯科医師及び柔道整復師以外の療術業者の療法（鍼灸、按摩、マッサージ、電気療法、シンノオル等）
五、前各号の外、他の社会保険で給付対象にならない薬剤又は療法

第十条　本規則による申請書の様式については、市長がこれを定める。

附則
この規則は昭和三十三年四月一日から施行する。（国保課）

学校長異動の追加

四月号で小、中学校長の異動のお知らせいたしましたが掲載もれがありましたのでおわびして追加広報いたします。（教育委員会）

転出の部　鶴瀬中長
加藤一松（大東東小長）

◇第八回県美術展

とき　5月23日〜27日　洋画・彫塑・工芸
5月28日〜6月1日　日本画・書・写真
ところ　浦和市別所沼公園内埼玉県美術館
お問合せは市教育委員会へ

市民文芸

俳句　晩春二題　小仙波町　井上峯子
○そらと地とピンクに濡れて　子等遊ぶ
○院の鐘　かへりて僧らの　衣かな

黒門町　宮地幸子
○雪柳ひそと咲きたり　庭の隅
○そよ風に　母の知人が　訪ずれぬ

池ノ辺　瀬戸芙美
○家路急ぐ　闇に匂ふや　沈丁花

短歌　喜志町　酒井君代
○赤き頬わが言いしことに従いて髪をすすがす妹愛しき
○桃の木によじのぼりたり右足に荒れたる幹の　くいこむあわれ

宮元町　山畑淑子
○さく／＼と京菜の新漬けかみしめつ今日一日の予定を思ふ
○ようやくにラビットに乗れし　夫の顔少年のごと吾子とはしやぎぬ

南町　中村まつ子
横山大観先生
○落日の荘厳に似てかがやける芸術（たくみ）残して君逝きましぬ
○大観先生に親しくお目にかゝりたる我が感激よ今も新らし

下赤坂　藤川豊蔵
亡父三回忌
○かなくなゝ父なりしよと歎きたることもありにき今は親しく
○八寸の位牌となれば長かりき父の一生もたゞに短かく

養老園事務長　小名木狂辰
○庭に出て植木の小鉢弄ぶ老人どもに春は近づく
○日溜りを髪梳き合える老人に天与の春が真先に来し

僕の作文
よい歯のよい子

二小　五年山口組　佐藤和美

僕には奥歯に一つむし歯がある。

或る冬の寒い夜ねてから、づき／＼と痛み出したら初めタンサン水でうがいしたが治らない。しまいには涙がぼろ／＼と出る。とうとう大声で泣き出した。「何を泣いてる！」とどなつてパパが起きて来た。「いつも甘いものをたべて歯をみがかないからだ、二階へ来い！」とふるえ上る様な大声でしかられた。治療室に行つたらムシ歯の中を針でさされた。「痛い！」僕は飛上つて泣いた。でも少したつと痛みが止つた。その時はほんとうにうれしくほつとした。

それからこたつの中で色々ムシ歯の話をしてもらつた。「僕はもう二度とムシ歯で泣くまい」と、かたく決心した。翌朝から歯をみがいた。

六月になると又ムシ歯予防デーが来る。「良い歯で良く噛みましよう」という標語だ。草木が育つには太陽がいる様に、人間には良い歯が必要だではは良い歯を作るにはどうしたらよいか、その歯をムシ歯にかからない様にするにはどんな予防をしたらいいか、パパに聞いたら、それには㈠間食をしない。㈡食後うがい歯をみがく、㈢食物にすききらいせぬ、㈣食物を十分かむ、㈤日光の下で運動する、㈥ムシ歯は小さい時早くなおす。

この言葉の通り、僕は実行することにした。